

優遇税制対象機種のご案内

弊社取扱いの次の機種は、「①中小企業等経営強化法の経営力向上設備等」及び「②生産性向上特別措置法の先端設備」として登録されており、ご依頼いただければ速やかに日本印刷産業機械工業会から下に示す証明書を取得いたします。

- ・インライン全自動製本機 BB-402SPTD
- ・壁掛けカレンダー用インライン全自動製本機 PRB-520TD
- ・半自動綴じ機 RB-520
- ・全自動穴あけ機 SPM-420/500
- ・高耐久性穴あけ機 PUNCH700
- ・カレンダーカバー自動折り機 CFM-600 とカバー自動穴あけ機 CPM-420

①「中小企業等経営強化法」による税制優遇

国（経済産業局等）から経営力向上計画の認定を受けた中小企業は、対象設備を新規取得すると、即時償却又は税額控除※を選択して受けることができます。※取得価額の10%（資本金3000万円超1億円以下の法人は7%）
また、同計画の認定を受けた企業は、ものづくり・サービス補助金の審査においても加点されます。
なお、平成30年度末までは、同計画の認定を受けていると、固定資産税が3年間、1/2に減額されます。

②「生産性向上特別措置法（2018年6月6日施行）」による税制優遇

市町村から先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業は、当該設備にかかわる固定資産税が3年間、ゼロ～1/2となります。また、同計画の認定を受けた企業は、各種補助金の審査においても加点されます。

(様式1)

一般社団法人 日本印刷産業機械工業会指定用紙	
整理番号	—
① ソフトウエア以外の場合	<input type="checkbox"/>
② ソフトウエアである場合	<input type="checkbox"/>

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等
に係る生産性向上要件証明書

当該設備の概要	減価償却資産の種類	機 械 装 置
	設備の種類又は細目	印刷業又は印刷関連業用設備
	設備の名称	
	設備型式	
	本社名・事業所名	

○上記設備を前提とした場合における該当要件への当否

	（平成30年度）	（平成31年度）
--	----------	----------